

## いいね金澤水泳部ジュニアクラブ規約

### 第1章 総則

**第1条(名称および所在地)** 本クラブは「いいね金澤水泳部ジュニアクラブ」と称し、所在地はいいね金澤水泳部部長宅とする。

**第2条(目的)** 本クラブは、水泳を通じて「友達づくり・体づくり・心づくり」そして「人生づくり」に役立てることを目的とし、健全な心身の育成と水泳技術の向上を図る。

### 第2章 部員

**第3条(入部資格)** 本クラブの目的に賛同し、健康状態が水泳活動に支障のない小学生5年生から高校生までの者で、50メートルを泳ぐことができる者とする。ただし、小学5年未満で泳力が十分と判断される場合は、入部を認める場合がある。なお、いずれの場合も保護者の同意を得ていることを必須とする。

**第4条(入部手続き)** 所定の入部申込書を提出し、入部金、年部費、スイムキャップおよび初月分の月部費を納入すること。

**第5条(部員証)** 入部後、部員証を発行する。紛失時は再発行手数料を徴収する。

**第6条(保険加入)** 全部員はスポーツ安全保険に加入するものとし、保険料はクラブが定める方法により徴収する。

### 第3章 活動・指導

**第7条(活動場所)** 活動は金沢プール(50メートルプール、水深1.4メートル)を主な会場として行う。

**第8条(活動内容)** 本クラブの活動は以下の内容を含む：

- 水泳技術の指導
- 体力づくり・基礎運動能力の向上
- 水泳大会・記録会への参加(希望者のみ)
- 年齢・泳力に応じたクラス編成による定期指導
- 指導はクラブが定めたスケジュールに基づく

**第9条(指導方針)** 水泳技術の習得だけでなく、協調性・礼儀・挑戦心を育む指導を行う。

**第10条(代替え)** 練習日はクラブが年間カレンダーで定める。ただし、金沢プールにおいて、競技会、イベント、メンテナンスなどにより、定めた曜日と時間が確保できない場合は、代替え日または代替え場所を設定する。代替え日または代替え場所は、原則として1か月前までに保護者へ通知する。

## 第4章 部費・費用

### 第11条(部費)

- 入部金:2,000円(初回のみ)
- 年部費:3,000円(毎年4月～翌3月末まで)  
1,500円(10月～3月入部の場合)
- 月部費:コースにより別途定める(毎月25日に翌月分を口座振替)
- その他:大会参加費等は別途徴収する場合がある

第12条(返金規定) 納入済みの入部金、年部費、月部費は、いかなる理由でも返金しない。

## 第5章 休部・退部

第13条(休部) 病気・家庭の事情等により1ヶ月以上活動を休む場合は、前月末までに休部届を提出すること。休部費:1,000円／月。

第14条(退部) 退部希望月の10日までに退部届を提出することで、当月末をもって退部可能。未納部費がある場合は清算のうえ退部とする。

## 第6章 賠償責任・その他

第15条(部員の賠償責任) 部員は、自己の責に帰すべき事由により当クラブまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとする。

第16条(当クラブの損害賠償責任) 部員が本規約その他クラブの定める諸規定に従わないことにより発生した練習中の事故・盗難等について、当クラブは一切損害賠償の責を負わない。前項以外の練習中の事故・盗難については、当クラブの会場管理に過失があったと認められる場合に限り、被害の事実確認の上、当クラブは損害賠償の責に任ずるものとする。

第17条(除名) 以下に該当する場合、クラブは部員資格を停止または除名できる。

- 規約違反
- 他部員への迷惑行為
- 部費の長期滞納
- 指導者の指示に従わない行為

第18条(施設利用制限) 大会開催、施設点検、天候等により、事前告知の上で施設利用を制限する場合がある。

第19条(保護者の協力) 本クラブの円滑な運営および部員の健全な活動のため、保護者はクラブの活動に理解を示し、必要に応じて協力するものとする。協力の内容には、大会参加におけるコーチの補助、安全管理への配慮、クラブからの連絡事項への対応等が含まれる。

第20条(規約の改定) 本規約は必要に応じて改定することがあり、改定内容はクラブ内掲示または書面にて通知する。